

令和5年度 第3回神戸市就学・教育支援委員会 次第

令和5年12月14日(木) 15:00～
神戸市総合教育センター701号室

1. 開会

2. 議事内容

(1) 第1回視覚障害教育部会報告

(2) 校内支援委員会「判断報告書」の検討について

(3) その他

3. 事務連絡

○第4回の開催日程(予定)

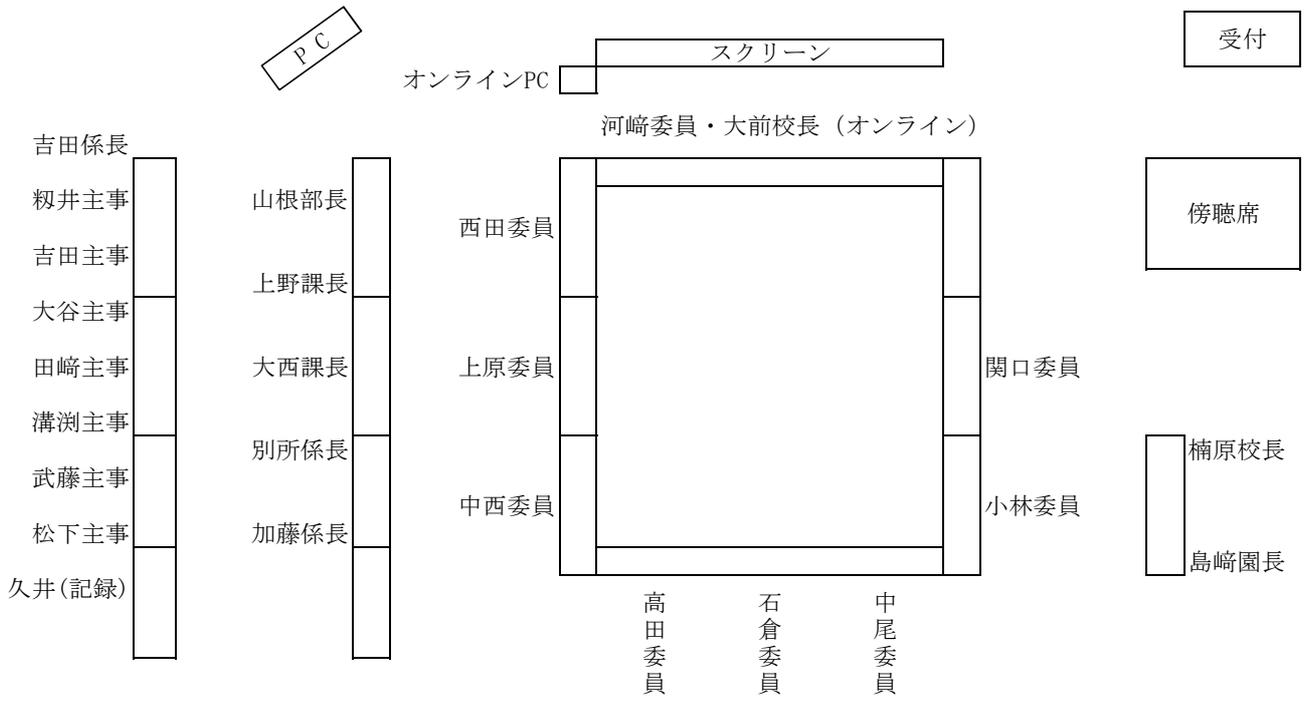
【第4回】2月15日(木) 15:00～17:00

<配布資料>

資料1 第1回視覚障害教育部会まとめ

令和5年度 第3回神戸市就学・教育支援委員会 座席表

R5. 12. 14
KEC701号室



令和5年度 神戸市就学・教育支援委員会 委員等一覧

	名前	所属等	専門等
委員	石倉 健二	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科教授	発達心理
	中尾 繁樹	関西国際大学 教育学部学部長	教育心理
	小林 大介	兵庫県立こども病院 整形外科部長	整形外科
	上原 奈津美	神戸大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科助教	耳鼻咽喉科
	高田 哲	こども家庭局 総合療育センター 診療担当部長	小児科
	中西 裕子	神戸大学医学部附属病院 眼科准教授	眼科
	河崎 洋子	神戸医療福祉センターにこにこハウス施設長	小児神経科
	関口 典子	兵庫県立こども病院 精神神経科部長	児童精神科
	西田 和子	学校法人誠昭学園 キックオフ チャイルド・ケアセンター 児童発達支援管理責任者	言語聴覚士
	二宮 啓子	神戸市看護大学 学長補佐	小児看護学
	大前 稔	魚崎中学校長(中学校教育実践研修特別支援教育グループ)	
	山田 義明	高羽小学校長(小学校教育実践研修特別支援教育グループ)	
	楠原 薫	青陽灘高等支援学校長(特別支援学校校長会)	
	島崎 昭枝	からと幼稚園長(幼稚園教育実践研修特別支援教育グループ)	
事務局	山根 拓生	教育委員会事務局 学校教育部長	
	上野 昌稔	教育委員会事務局 特別支援教育課長	
	野口 千晶	教育委員会事務局 特別支援教育課 課長	
	大西 道代	教育委員会事務局 特別支援教育課 課長 特別支援教育相談センター長	
	別所 慎太郎	教育委員会事務局 特別支援教育課 管理係長	
	吉田 泰宏	教育委員会事務局 特別支援教育課 推進係長	
	加藤 剛志	教育委員会事務局 特別支援教育課 係長	特別支援教育相談センター
	靱井 雄太	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	視覚障害、東灘区・灘区担当
	吉田 真由美	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	LD・ADHD、中央区・兵庫区担当
	大谷 芳樹	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	知的障害、北区担当
	溝渕 宗章	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	自閉症・情緒障害、須磨区担当
	田崎 裕介	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	肢体不自由、長田区担当、学校園医療的ケア
	武藤 愛	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	言語・聴覚障害、難聴教育、垂水区担当
松下 岳人	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	病弱・身体虚弱、西区担当	

神戸市就学・教育支援委員会 視覚障害教育部会について

1. 部会設置の趣旨

盲学校の児童生徒数の減少により、集団による学びの機会が保障できないことから、同世代の子どもと一緒に触れ合い・学ぶ機会を持ちづらいことが課題となっている。

今後の盲学校のあり方や、視覚障害教育の方向性を考えていくため、「神戸市就学・教育支援委員会」の部会として、「視覚障害教育部会」を設置。

2. 部会員

名前	所属等	
岡崎 朋美	神戸市視覚障害福祉協会副会長	
鈴木 豊子	神戸市立盲学校PTA会長	
高田 哲	こども家庭局総合療育センター部長(診療担当)	部会長
中西 裕子	神戸大学医学部附属病院眼科准教授	
山本 利和	大阪教育大学総合教育系特任教授	

<オブザーバー> (今後必要に応じて追加参加の可能性あり)

名前	所属等	
川畑 義和	福祉局障害福祉課長	
乗松 宏美	兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課 主任指導主事兼教育推進班長	
古本 光男	神戸市立盲学校長	
山田 義明	神戸市立高羽小学校長	

3. 第1回(10月30日実施)の概要(主な意見)

(1) 視覚障害教育を取り巻く現状について

- ・以前と比較しても状況は大きく変化しており、市立盲学校だけでなく、県立、国立と近隣にある盲学校の児童生徒数は大きく減ってきている。
- ・市立盲学校に在籍する児童生徒は、視覚の単一障害が多いが、療育手帳を保持している児童生徒や、病弱と重複障害のある児童生徒もいる。

(2) 視覚障害教育課題の整理について

- ・子どもの数が少なくなると、同じ年代の子どもたちと交流することができない。子どもは同世代の子供と触れ合いながら学び発達していくが、その機会を持ってないことが問題。
- ・児童生徒や保護者が、同じ悩みや思いを共有、共感する場の確保も必要。

(3) 令和の学校教育における「適切な学びの場」について

- ・学びの場の選択において、複数の選択肢があることは大切であり、その選択肢とし

て、地域の小中学校の特別支援学級や、あるいは特別支援学校など、できる限り様々な選択肢が用意できればよい。

- ・同級生をはじめとした地域（集団）での学びの場というのは、子ども自身が刺激を受けることや、社会性の醸成という点において有効。
- ・各地域校で学ぶことになると、これまでと同じ質の教育を担保できるよう、教員を育てる仕組みを構築しておくことが必要。
- ・地域の学校で学ぶには、教員の専門性の確保や環境整備だけでなく、視覚障害の子を持つ親同士のつながり等の課題もある。家族を含んだ視点で、家族単位で様々な場で支えて、育むことが大切。

3. 今後のスケジュール

第2回・・・12月開催予定

第3回・・・2月開催予定

神戸市就学・教育支援委員会

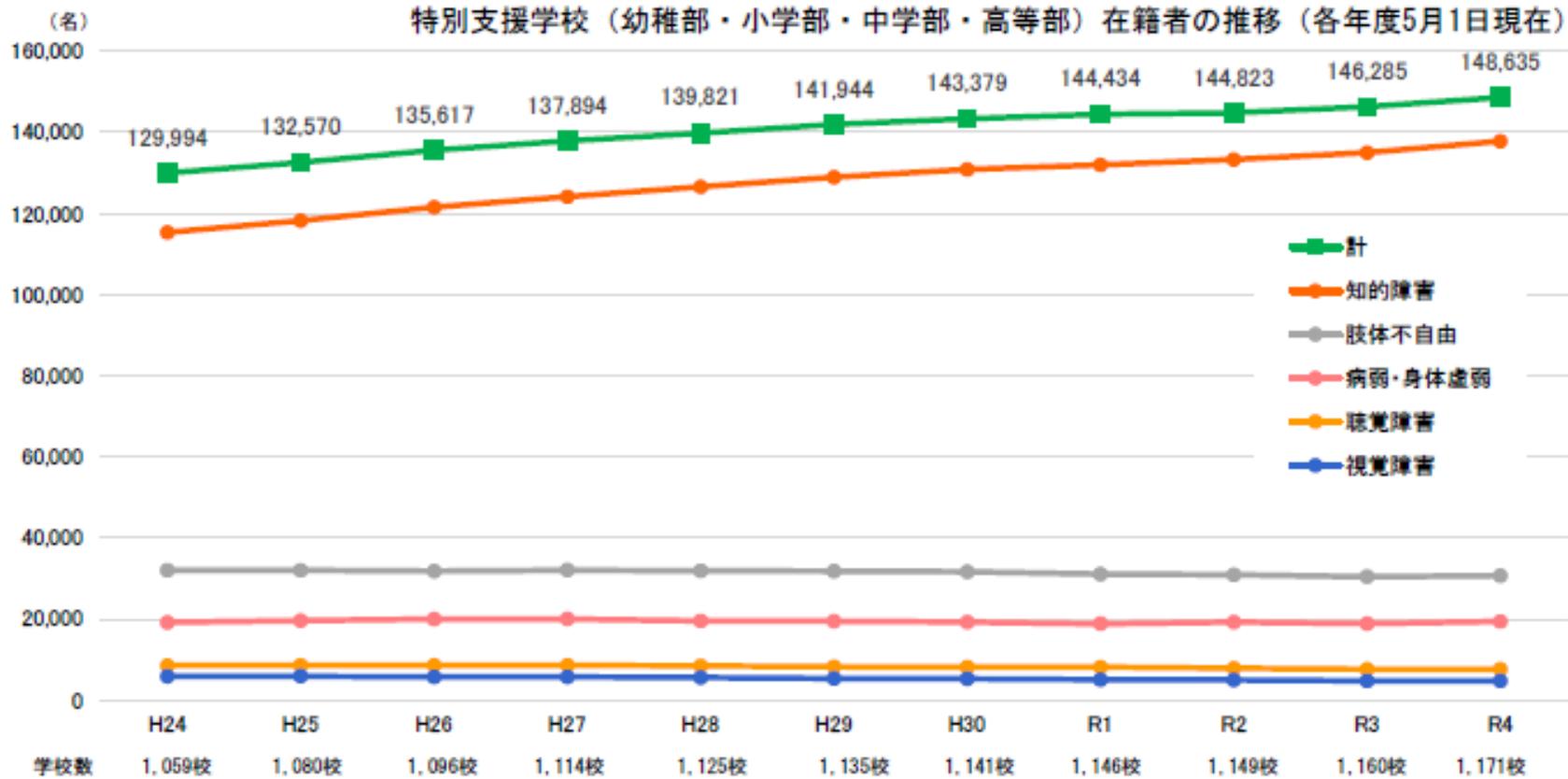
第1回視覚障害教育部会 資料

令和5年10月30日

神戸市教育委員会事務局
学校教育部特別支援教育課



1. 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移（全国）



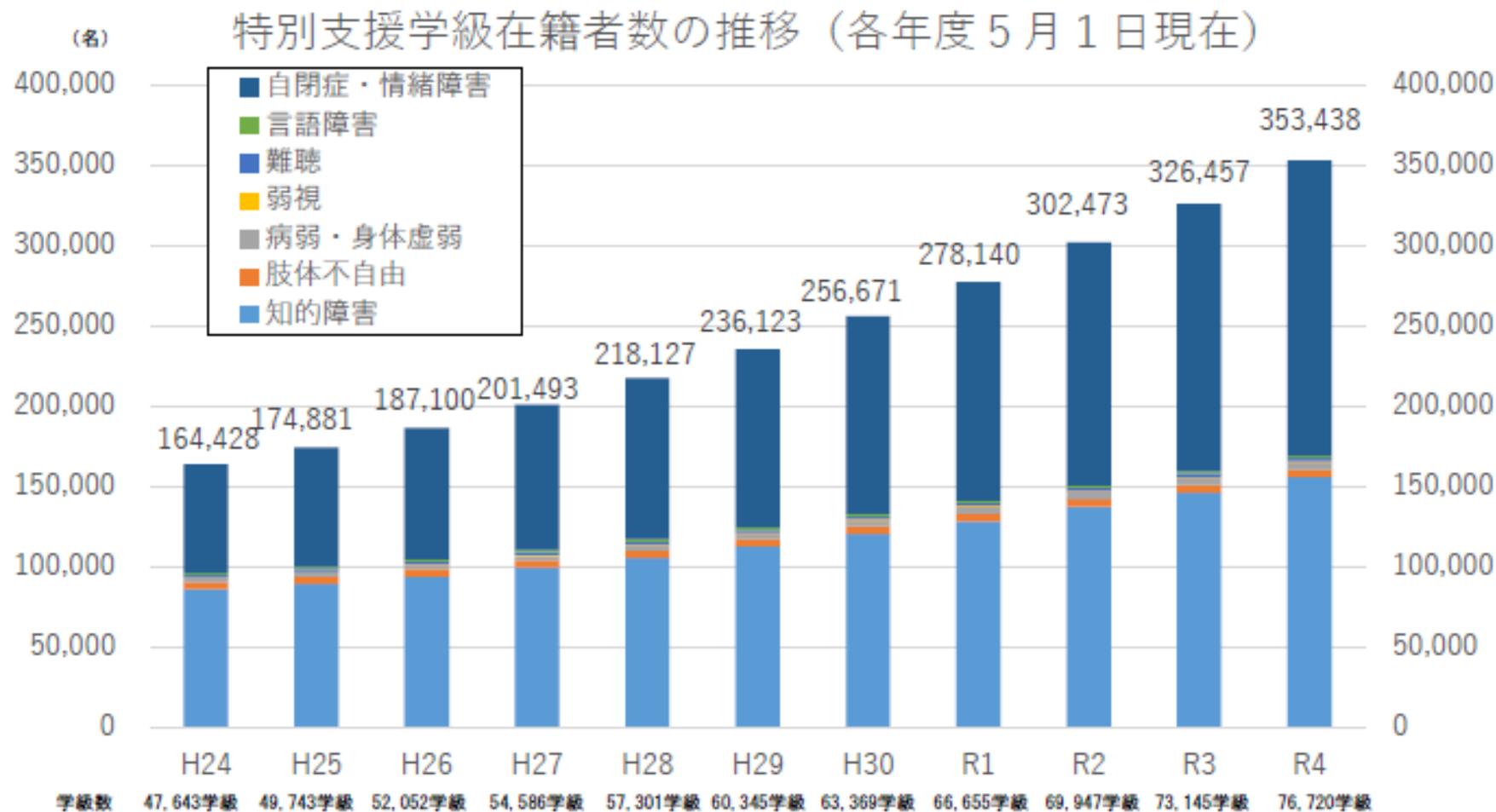
【令和4年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

（出典）文部科学省 R5特別支援教育の充実について

2. 特別支援学級の児童生徒数・学級数（全国）



【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

(出典) 文部科学省 R5特別支援教育の充実について

3. 障害のある子供の学ぶ場について（神戸市）

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱 聴覚障害 肢体不自由

	平成25年	令和5年	比率（倍）
神戸市	869人	1,252人	1.4



※各年度5月1日現在

小学校・中学校（特別支援学級）

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱 聴覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害

	平成25年	令和5年	比率（倍）
神戸市	1,420人	2,509人	1.8



※各年度5月1日時点現在



4. 視覚障害について

視覚障害とは・・・

- 視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいい、学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。
- 生活では、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等がある。



4. 視覚障害について

特別支援学校における教育的対応

- 特別支援学校（視覚障害）には、一般的に小学部、中学部及び高等部が設置され、一貫した教育を実施。
- 各教科及び自立活動の指導に当たっては、子供一人一人の実態等に即した個別の指導計画を作成し、指導。
- 高等部を設置している学校では、普通教育を主とする普通科及び専門教育を主として行う学科を設置し、自立と社会参加に必要な知識や技能の習得を目指した指導を実施。

<障害の程度>

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの（学校教育法施行令第22条の3）



4. 視覚障害について

特別支援学級における教育的対応

- 各教科等の指導に当たっては、子供一人一人の障害の状態等を考慮し、教材・教具の開発・工夫を行ったり、個別指導やグループ指導といった授業形態を取り入れている。
- また子供一人一人の障害の状態や学習状況等に応じて、通常の学級の子供と交流及び共同学習を行い、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりするための指導を実施。
- 多くの学級では、子供が可能な限り自らの力で学校生活を送れるよう、遮光カーテンや調光できる照明を設置したり、拡大読書器を配置したりするなどの施設・設備の整備や工夫をしている。

<障害の程度>

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの



5. 神戸市の小・中学校における教育的対応

視覚障害のある児童生徒に対して、拡大教科書に加え、以下のような配慮を行っている。

学習活動の配慮について

- 時間割等を大きく表示。
- 読み聞かせの時は、プロジェクターに投影。
- 座席は、一番見やすい位置に固定している。
- 板書の際には、事前にプリントを渡す。
- 聴覚を使ったゲーム等、他の児童生徒と同じように楽しめる活動を取り入れる。
- 斜面台や、持参のライトを使用。
- 楽譜に音階を書いたり、教科書やノートには、蛍光ペンで線を引いて分かりやすくしている。
- 書画カメラで見本を写す際には、フェルトペンで見やすい太さにしたり、見やすい大きさの見本を用意。
- 学習プリントは、拡大したものや、白黒反転のプリントを使用。

学校生活の配慮について

- 靴箱やランドセルロッカーの場所が分かるように、色画用紙や色テープなどで目立たせている。
- 危ないものは取り除き、角が危ないものには、けが防止保護テープをつけている。
- 給食は、黒色の食器を利用し、食べ物や残りがわかりやすいようにしている。
- 階段は、通行する場所に矢印をつけたり、初めて使用する階段では、教員が補助している。また、手すりの使用を促している。

(参考) 拡大教科書の利用児童・生徒数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	11人	5人	6人	7人	5人
中学校	6人	7人	6人	3人	3人
合計	17人	12人	12人	10人	8人



6. 市立盲学校について

- 対象 神戸市に在住する幼児児童生徒
- 設置学部 幼稚部・小学部・中学部・高等部

幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科

普通校に準ずる教育に加え、点字の勉強や日常生活指導など視覚障害の困難を改善・克服するための「自立活動」を実施。

高等部専攻科

高校卒業資格を有する生徒に対し、「あんまマッサージ指圧師」等の資格取得を目指す専門教育を実施。

(参考) 令和5年度市立盲学校児童生徒数内訳 (人)

幼児	小学部						中学部			高等部												合計
										本科						専攻科						
										普通科			保健理療科			理療科			保健理療科			
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年					
1		1	2		1	2	2	1			4	1		1		4	1		5	1		27
	6						3			5			1			5			6			



市立盲学校 (S14開校、S63現校舎完成)

(神戸市中央区東川崎町)

市内全域 (視/幼・小・中・高(本科・専攻科))

校舎面積 (4,629㎡) 運動場面積 (2,530㎡)

屋内プール、エレベーター等の設備有

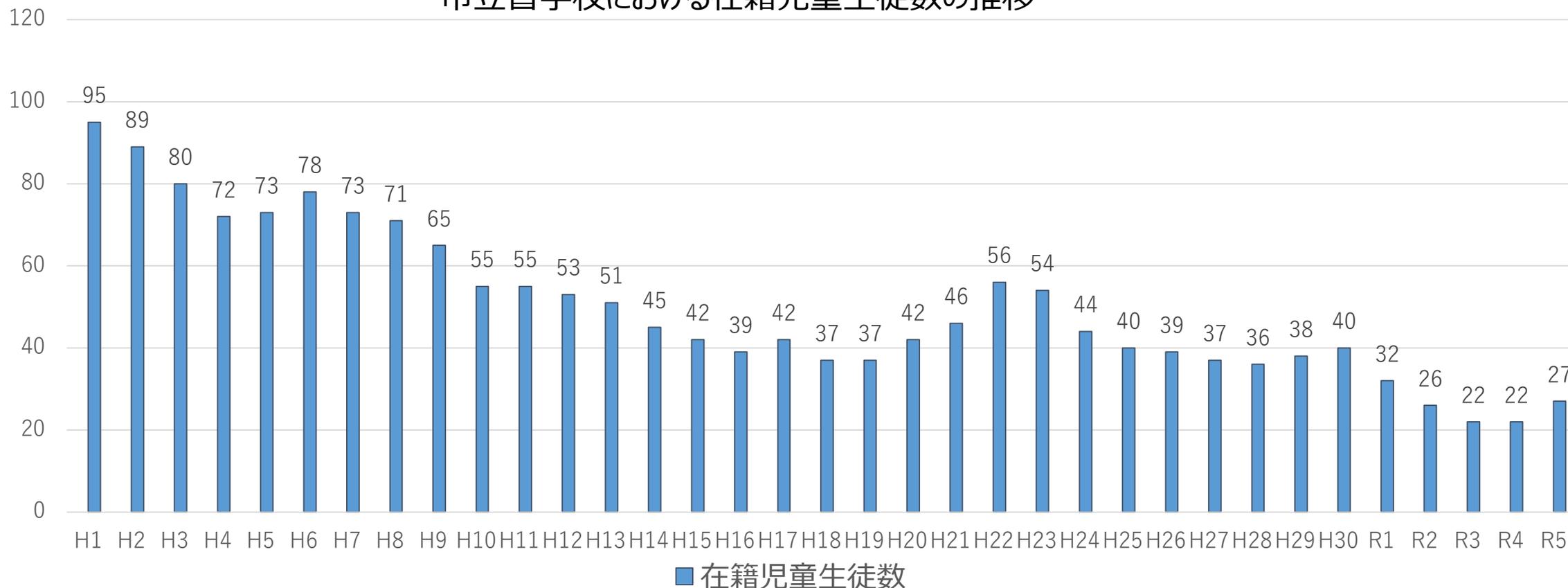


7. 市立盲学校における在籍児童生徒数の推移

- 国全体として少子化の傾向にあることに加え、医学の進歩による視覚障害児の発生率の低下。
- インクルーシブ教育の浸透が進み、地域の小中学校へ児童生徒が流れている傾向にある。

(人)

市立盲学校における在籍児童生徒数の推移

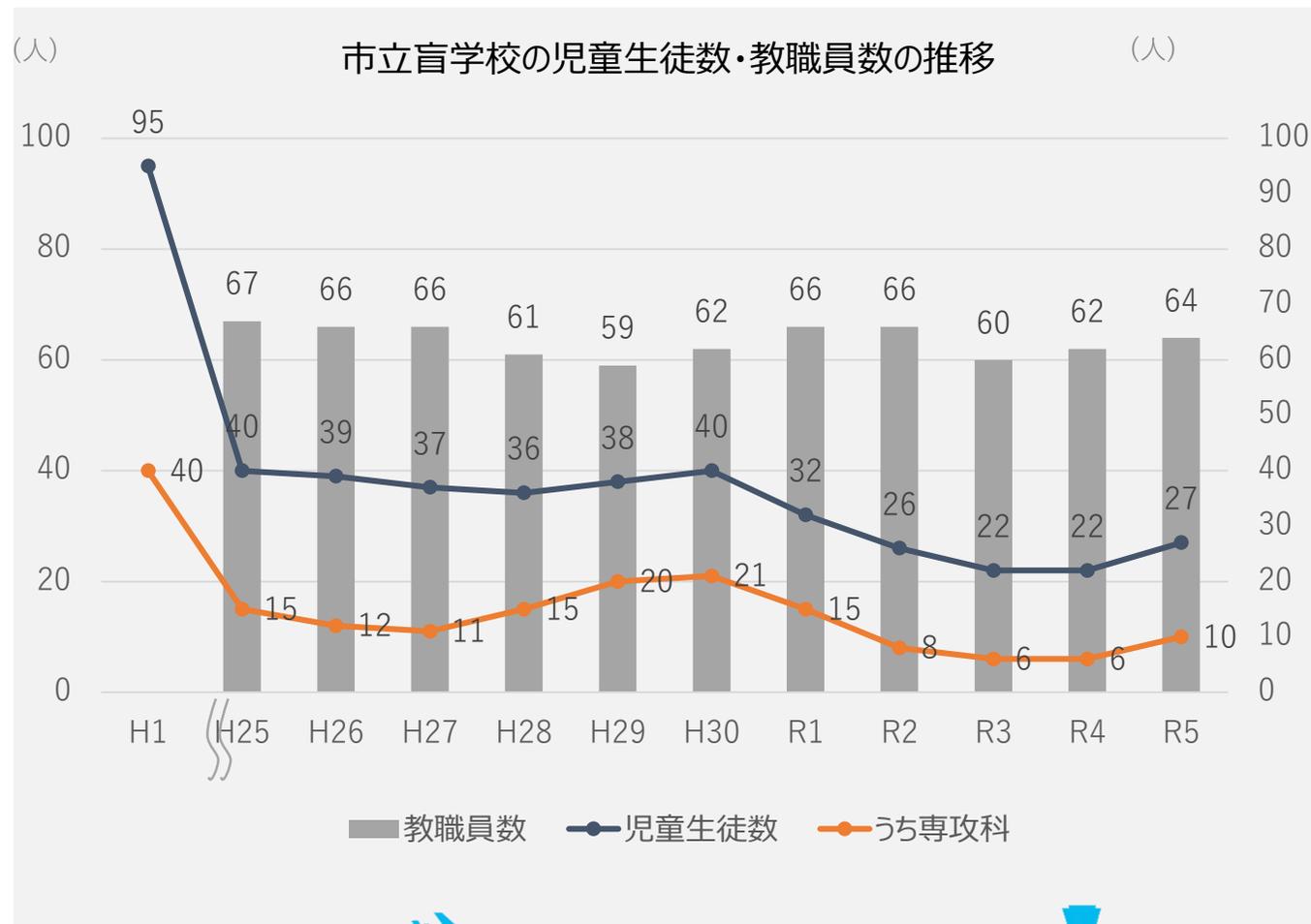


■ 在籍児童生徒数

8. 市立盲学校に通う児童生徒数の減少

現状

- 市立盲学校に通う児童生徒数が減少傾向（平成元年と令和5年の比較では、児童生徒数が1 / 4に減少）
- 高卒以上で「あん摩マッサージ指圧師」等の資格取得を目指す「専攻科」の人数も減少傾向



課題

- 児童生徒数の減少
- 建物の老朽化
(昭和63年現校舎完成、築33年)

これらの課題に対応する必要がある

9. 神戸市内の視覚障害部門のある特別支援学校

市内には視覚障害部門のある特別支援学校が2校

- 市立盲学校
- 県立視覚特別支援学校



県立視覚特別支援学校 (M38開校、S63本校舎完成)

(神戸市垂水区城が丘)
県内全域 (視/幼・小・中・高 (本科・専攻科))



市立盲学校 (S14開校、S63現校舎完成)

(神戸市中央区東川崎町)
市内全域 (視/幼・小・中・高(本科・専攻科))

<参考> 全国の視覚特別支援学校 (併置校の現状)
盲複数の障害種に対応した学校: 5校)

- 東京都立久我山青光学園 (視覚・知的)
- 神奈川県立相模原中央支援学校 (視覚・聴覚・肢体・知的)
- 富山県立富山視覚総合支援学校 (視覚・病弱 (高普))
- 山口県立下関南総合支援学校 (視覚・聴覚・肢体・知的・病弱)
- 福岡県立柳河特別支援学校 (視覚・肢体・病弱)



10. 県立特別支援学校における教育環境整備方針（抜粋）

3 障害種別ごとの本県の教育における現状と課題、取組の方向

障害種別	県立校数	在籍者数	現状	課題等	取組の方向
視覚	1校	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> ・全県の視覚障害教育を担う（センター的機能を含む） ・広域な通学区域、寄宿舎設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人に応じた教育や地域支援のニーズにも対応できる教員の専門性の確保 ・校舎及び寄宿舎の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流 ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
聴覚	5校	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の聴覚学級増加 ・全体的には減少傾向だが、重複障害のある児童生徒は増加傾向 	<p>【聴覚支援のあり方検討会議意見への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期支援の充実ため、聴覚障害教育の中核となるセンター的機能の強化 ・適正な学習集団の確保 ・障害の重症・重複化、多様化に対応した指導ができる教職員の育成、研修の機会や場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚特別支援学校の聴覚支援センター活用（充実） ・一保健医療福祉と連携したのスタッフ支援体制 ・関係機関との連携を強化（外部人材） ◎むこがわ特別の整備 （阪神地域の聴覚障害教育の拠点校として整備） ◎豊岡聴覚と出石特別の統合を検討 （但馬地域の聴覚障害教育の拠点校として機能強化） ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流
知的	22校	地域により増加	<ul style="list-style-type: none"> ・一次計画、二次計画により整備推進 ・三次計画推計では、阪神、神戸地域で大幅増加、淡路地域は減少 ・特別教室の転用や仮設校舎整備等で普通教室を確保 ・教育活動に制限が生じている学校もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・狭域化が著しい阪神地域での整備推進 ・在籍者数増加に伴う普通教室の不足等学校狭域化への対応や教育環境の改善 ・狭域化が進む東播磨地域での整備検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎むこがわ特別の整備（再掲）（芦屋特別の狭域化解消） ◎阪神北地域新設の整備（二つの里特別の狭域化解消） ◎いなみ野及び東はりまの対応の検討 （地元市町と連携し、統廃合校の施設活用等を含め整備手法を検討） ◎出石特別と豊岡聴覚の統合を検討（再掲） （小～高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実、等） ・障害児入所施設併設校の対応 （在籍者数の増減ある学校は、今後の動向を注視し対応を検討） ・高等特別と上野ヶ原の効果的な施設活用の検討 （同一敷地内にあり、施設共用等教育充実のため効果的な活用方法を検討）
肢体	4校（知能併置）	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> ・重複障害等、多様な教育的ニーズに対応肢不自由と知的重複障害児童生徒が教育的ニーズにより、居住地近隣の知的障害特別支援学校に在籍する例あり。 ・広域な通学区域 ・寄宿舎設置 （小中高；和田山、高；播磨） 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接医療機関の移転により、医療との連携が困難 ・のじぎく特別わかあゆ分教室はH26～在籍者0 ・今後も見込みなし ・校舎及び寄宿舎の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ○播磨特別職業科を総合ビジネス科に学科改編（R4～）済 ・理学療法士、作業療法士等、専門家との連携を強化（外部人材の活用） ・知的障害特別支援学校在籍児童生徒も含め、高度な医療的ケアの対応 ・のじぎく特別わかあゆ分教室の閉室を検討 ・対象児童生徒は、のじぎく特別本校あるいは近隣校で就学受入れ ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、地域の実情等も踏まえ、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
病弱	1校（院内2）	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・入院専門治療施設として、県内外からの入院患者へ教育を提供 ・本校病弱部門単一障害児児童生徒減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立リハビリテーション中央病院及び県立ひょうごこころの医療センターに入院する、不登校、ひきこもり、聴覚障害等、思春期の心の問題に関するニーズのある児童生徒が増加傾向、教職員の専門性確保 ・医療機関との連携等による専門性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○のじぎく特別に病弱部門（県立リハビリテーション中央病院内）の設置を検討 （施設近隣校に病弱部門を設置することにより、専門性のある教職員を確保） ・上野ヶ原と高等特別との効果的な施設活用の検討（再掲）

視覚障害に関する記載内容

◆現状

全県の視覚障害教育を担う（センター的機能を含む）

◆課題等

一人一人に応じた教育や地域支援のニーズにも対応できる教員の専門性の確保

◆取り組みの方向

- ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流
- ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて対応



11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

《視覚障害教育》

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

1 視覚障害教育の課題・現状

- 物の空間認知・弁別ができないほどの、視力以外の「見え方」に課題がある児童が増えていると感じる。
- 視力の課題については、特別な教育、機器など専門的なサポート必要である。
- 視覚障害と他の障害・疾病を合併している方が多いが、医療的ケアや知的障害が重要であることに目が行きがちで視覚障害の評価が難しい。見えなくてどれだけ困っているかを周りが気づいていないことがあるのかもしれない。
- 近年、視覚障害者の大学進学がして増加している。視覚障害者に対する高等専門機関の門戸が開かれ、進学しやすくなっているという考察もある。



11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

2 盲学校の児童生徒の減少について

- 未熟児で視覚障害は減っているが、未熟児網膜症などの重症な子供や遺伝子疾患などで視力を失う子供は少なからずいる。
- 早産児の場合、肢体の問題があるとどうしても体幹のケアがメインとなり、感覚機能のサポートが疎かになる。重度障害の子供が増えており、盲学校以外の障害種別の特別支援学校に行くケースが多いと思う。
- ICT化が進み、弱視であっても地域の学校で学習を続けていける子供もいる。



11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

3 盲学校における教育の現状

- 子供の数は減っているが、幼児の歩行訓練など、視覚の特別な教育がある。教員は点字や白杖指導などの専門スキルを盲学校に着任してから得る。そのため習得まで時間がかかり、教員の質、専門性の担保が課題になる。
- 視覚に関する相談ができる場が限られている。盲学校の「ひとみ教室」がそれを担っていると思う。
- 専攻科は様々な実習があるが、少人数だと実習できないなどの課題がある。保健医療科の専門性が実際の社会のニーズ、生徒本人のニーズに合っているかも検討しなければならない。



11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

4 集団での学びの保障について

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

- 学校教育は個の指導も大事だが、集団での指導も大事である。
- 少人数では、同じ年代の子供たちとの触れ合いを通じた社会性が学びにくいことが課題。人数が少なくても専門的な指導を受けることで専門性を担保するのか、数段での心の教育を担保するのか。
- マンツーマンになると教員が支援し過ぎてしまう場合がある。
- ある時は盲学校の専門性を、またある時はたくさんの子供のなかで社会性を身につける、両方の環境が得られるとよい。
- 肢体不自由の特別支援学校で視覚障害の教育が取り組めるとよいのではないか。
- 4障害種（知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）を受け入れている他都市の特別支援学校では、他の部門の子供がいる中で、視覚障害の子供たちに対する静寂さの担保が難しかったと聞いている。
- 盲学校も隣の湊小学校とある程度交流ができていると思うが、他都市の特別支援学校では、隣の高等学校と廊下で繋がっており行き来しているところもある。

11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

4 今後の視覚障害教育への提案

- 集団の保障と環境整備、教員の専門性が重要
- 盲学校の保護者、本人、教員の思いや意見を踏まえていくため、話を聞く機会、時間を取ることが必要である。



12. 本日のテーマ

① 視覚障害教育課題の整理

② 令和の学校教育における「適切な学びの場」（教育課程の工夫）

